アの(3)として

苅谷議員が阿井議長に少なくとも総合的には太田市長が家畜保健衛生所建設計画に反対していると受け取れる発言をしたと阿井議長が証言していることについて

阿井議長は、前記証人喚問において、浅野委員長からの「苅谷議員からですね、地元の市長が反対しているという言葉があったということですか。」との質問に、阿井議長は、「いや、陳情書をお預かりした際にですね、私は話を総合してそのように受け止めたということです。」と証言している。「総合的に」という留保はつくが、阿井議長は、苅谷議員が、家畜保健衛生所建設計画に太田市長が反対していると受け取れる発言をしたことを証言している。

イ　苅谷議員の問題発言の存在を否定する資料の検討

イの(1)として

阿井議長の証言について

阿井議長は、証言の終わりに、「『市長も反対だ』ということは、私は苅谷議員から聞いておりません。」と証言している。

しかし、阿井議長の証言によると、阿井議長は、苅谷議員と10年来の知り合いで、問題の面談も県議会事務局を通さず阿井議長の事務所を通じて予約をし、県に台風の甚大な被害が生じた翌日に予定の変更もされずに面談していることなどから特別な関係性が認められ、苅谷議員をかばう発言をする動機があるといえ、苅谷議員に有利な証言の信用性は低い。阿井議長の前記証言も、証人喚問における最終場面で一言発したに過ぎず、それまでは苅谷議員が地元市長も反対している、もしくは反対していると受け取れる発言をしたと繰り返し証言している。

これに対し、苅谷議員が阿井議長に対し地元市長が反対である旨話したことを証する客観的証拠が各種あることは前記のとおりである。そもそも県議会議長を務めているほどの経歴の政治家なら、特に本件のような県施設の建設計画という重大な政策に関わる陳情については特に慎重に対処するはずであり、阿井議長はその点に留意して半田部長に伝達を行ったはずである。

阿井議長は、宇野県議との電話における発言について、「反対というような（ママ）」や「それに近い言い回し」の発言が出たにとどまり、苅谷議員が太田市長が反対であることを明言したとは電話で言っていないとも証言している。「言い回し」とは、言い表し方、表現の仕方を意味し、同一の内容もしくは主旨を異にしないから、「地元の市長も反対していますよ」の「それに近い言い回し」とは、結局、地元の市長が反対しているという意味での表現だったことを認めていると言わざるを得ない。

当証言は、阿井議長が令和元年９月24日に宇野県議に電話で話した内容と大きく矛盾もすることから、阿井議長の上記証言は事実とは考えられない。

以上から、阿井議長の「『市長も反対だ』ということは、私は苅谷議員から聞いておりません。」との証言は、苅谷議員が阿井議長との面談時に、太田市長が反対である旨発言していないと認める証拠とはできない。

イの(2)として

苅谷議員の証言について

苅谷議員は、令和２年５月14日の証人喚問において、浅野委員長の阿井議長に対し、「市長も家畜保健衛生所の設置計画に反対しているというようなことを言いませんでしたか。」との質問に対し、「言っていません。」、また、「阿井議長に市長が反対していると受け取られるような発言はしませんでしたか。」との質問に対し、「発言をしておりません。」と、ともに明確に否定している。

しかし、県からの市議会議長宛て令和２年４月22日付け「記録提出について」に添付された資料から、苅谷議員は県による市議会産業建設常任委員会への現地説明会が開催される予定だった令和元年９月20日、苅谷議員が声をかけて集まった住民30名ほどと県の職員を取り囲み、「もう、火をつけちゃう、刑務所に入るの覚悟でいうけど」との発言も飛び出し、県の職員が身の危険を感じるほどの場にいて、自ら今泉浜地区反対住民の代表と表明した立場にある。そして、苅谷議員の証言では、問題の陳情書に綴られた反対署名簿について、署名を集めて回る者から報告を受けている立場にあったとともに、反対署名簿を２ページ以下に綴った陳情書を、太田市長に提出したばかりでなく、「地元地区住民が99％反対している」との記述をかがみに加え、県議会議長と県知事宛て陳情書２通を阿井議長と面談して直接渡すなどしたことが認められる。これらの事実からすると、苅谷議員は建設計画反対の急先鋒であり、何としても建設計画を止めたいとの強い思いを持っていたことが認められる。また、苅谷議員は、太田市長が建設計画賛成の立場にあることを認めつつ、太田市長は地元の理解を得なければ駄目と言っているとして、「完全な賛成ではないという意味合いもあるわけですから、そういう意味では私は、地元の市長は完全賛成だとは思っていません。」と証言しており、阿井議長との面談時に、地元市長も反対している旨発言する十分な動機がある。何より苅谷議員は問題の発言をした当事者であり、発言の存在を否定するのに極めて強い利害関係を有するから、その証言の信用性は一般的に低い。

前記のとおり、苅谷議員が阿井議長との面談時に、地元市長が反対している旨発言したことが認められる客観的資料は複数あるところであり、苅谷議員の前記否定証言はこれを否定するまでの証拠とは到底ならない。

ウ　まとめ（２ページの(1)発言１についてのまとめ）

令和元年９月24日の阿井議長発言録音データ、千葉県の半田部長、井出課長、近藤副課長からの令和元年10月30日付各回答書ほか千葉県の市議会議長宛て資料など第１、２項記載の客観的資料、同３記載の証人の各証言を基に上記に記載したとおり、栗田議員の発言１の内容は事実であると確認された。

(2)発言２について

陳情書のかがみには、「地元地区住民99％が建設の反対をしております。」との記載があり、陳情書２ページ以下に綴られた署名簿には５０５名分の署名がある。調査の結果、この署名の中に、平成30年１月30日時点で既に死亡しているＴ氏の署名があり、同氏の家族２名からは誰も署名簿の話は聞いたことがなく、サインをしたことも、代筆を承諾したこともないとの回答があった。したがって、当該死亡者及びその家族２名、合計３名の署名は偽造されたものであることが明らかである。

また、記載住所に住民票の除票すらなく、匝瑳市民であったかも不明な者15名の署名、平成30年時点で匝瑳市から転出済みで匝瑳市民ではない者４名の署名、匝瑳市民ではあるものの今泉地区に住民票がない者２名の署名があり、これら21名分の署名は地元地区住民反対署名簿としての署名として無効かつ不真正な署名である。

以上から、栗田議員の発言２の内容は事実として確認されたと認めうるが、署名簿には他の署名と同一の筆跡による署名が相当数あり、これらは他者による署名となるところ、故Ｔ氏及びその家族２名の署名が偽造であったことから、これら他者による署名には相当数の偽造署名が含まれていることが推認される。

なお、少なくとも今泉浜地区のすべての回覧板・他で特定できる世帯住民５４０人から上記の不真正な署名と特定されている住民でありながら署名されていない住民を差し引くと反対住民の比率は80％台になることから、陳情書のかがみにあった「地元地区住民99％が建設に反対をしております」との記載は事実ではないことが認められた。

そこで、令和２年６月２日、当委員会において、さらに、署名者本人の意思確認や署名の筆跡鑑定、苅谷議員の証人喚問で署名を集めた者として苅谷議員が証言した戸谷喜子男氏や山口氏を証人喚問すべきか討議し、正副委員長に今後の調査の進め方について一任されたため、現在、正副委員長において調査の要否や範囲、方法等につき検討しているところである。

なお、参考のために本年５月14日の当委員会において林副委員長の「匝瑳市議会議員でありながら、市長の家畜保健衛生所建設誘致推進の立場に反対して、建設計画反対の陳情書を直接県知事と県議会議長に提出するという市政に極めて重要なことをするのですから、陳情書のかがみの記述と２ページ以降の署名簿の署名について、十分に確認をしましたか。」との質問に対し苅谷議員は明解に「はい」と認めている。

以上で、匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会の現段階における調査結果報告を終わります。

以上

告発状を提出

阿井伸也県議会議長（肩書は当時）が地方自治法第１００条第７項の規定における「虚偽の陳述」を行ったとしてなされた６月10日の議決に基づき、６月26日、石田議長が千葉地方検察庁に赴き、告発状を提出しました。

苅谷進一議員が地方自治法第１００条第７項の規定における「虚偽の陳述」を行ったとしてなされた７月22日の議決に基づき、８月５日、石田議長が千葉地方検察庁に赴き、告発状を提出しました。

苅谷進一議員に対し議員辞職を勧告

７月22日の本会議において、匝瑳市政全体に対する市民の信頼を損ない、市議会の名誉を傷つけたとして、「苅谷進一議員に議員辞職を求める勧告決議」の動議が提出され、審議しました。

採決の結果、賛成多数で可決され、辞職勧告を決議しました。